

	質問者	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	簿冊整理番号	完結年度	措置決定	質問・意見	回答
1	吉田委員	5	84	総務局職員部人事課	国鉄職員の受入について（改革関連法案）	177694	1988	廃棄	札幌市も北海道庁も国鉄職員を大量に受け入れている過去がある。この事実を示す簿冊を歴史的資料として残す必要はないのか。	本簿冊について原課に問い合わせたところ、派遣職員の受入に関する事務に必要な簿冊であるが延長処理が漏れていた旨の連絡があった。このため、本簿冊の今年度の選別における取扱いを「廃棄」から「延長」へ変更する。また、本簿冊の内容についてあらためて確認したところ、国鉄職員の大量受入に関する歴史的資料として移管すべき簿冊であったことから、保存期間満了時には公文書館への移管対象とする予定である。
2		6	123	総務局行政部行政情報課	第2回公文書公開審査会	191749	1990		公文書公開審査会について 行政刊行物で議事録か何かが残っているのかと思うが、公文書の公開に関する審査について、残しておく必要はないか。	公文書館所蔵の「札幌市の情報公開 平成元年度～3年度運用状況報告書」（行政資料）において、平成2年度の公文書公開審査会の開催状況、諮問・答申事案の概要、答申書を確認することができるため、移管不要と判断し、廃棄とした。
3			124	総務局行政部行政情報課	第3回公文書公開審査会	191750	1990			
4		7	125	総務局行政部行政情報課	第4回公文書公開審査会	191751	1990			
5			126	総務局行政部行政情報課	第5回公文書公開審査会	191752	1990			
6			127	総務局行政部行政情報課	第6回公文書公開審査会	191753	1990			
7			128	総務局行政部行政情報課	第7回公文書公開審査会	191754	1990			
8			129	総務局行政部行政情報課	第8回公文書公開審査会	191755	1990			
9		137	総務局行政部行政情報課	第1回公文書公開審査会	186870	1990				
10	143	2,008	病院局経営管理部総務課	左トラベクレクトミー手術中の急性心停止による死亡事故に係る医療過誤損害賠償請求事件	188142	1990	移管	30年保存の医療過誤損害賠償事件の簿冊は、ガイドラインに沿って考えると残さないといけないのではないのか。		
11	595	1,787	中央区市民部総務企画課	東北地方太平洋沖地震	2662702	2010		中身は不明であり、10年保存のため必要性はわからないが、タイトルを見ると残すべきものなのではないかと感じるがいかがか。	危機管理対策室から全庁に発出されていた日報（時報）のみつづられており、中央区個別の対応記録や起案は含まれないことを原課から確認した。また、当該日報（時報）について、危機管理対策室へ確認したところ、国が作成した日報であり、札幌市が主体となって作成した文書ではないとのことであったため、移管対象とはならないと判断した。	
12	6	103	総務局行政部法制課	未熟児網膜症に係る損害賠償請求事件（7）	197846	1990		小幡委員	訴訟関係の資料について、法制課の方で保存するという話があり、基準に従い12及び13の簿冊は移管対象となっている。15の簿冊は、未熟児網膜症に係る損害賠償請求控訴事件と同じ年度に完結しているが、法制課の簿冊が移管対象に挙がってきていない。ということは、先に移管されたものなのか、訴訟の推移等から移管しなくてもよいということになったのか。	法制課の同タイトル簿冊は、完結年度1993年、保存期間30年であることから、2023年に保存期間が満了する予定である。病院局の簿冊と完結年度が異なることから、満了予定年度も異なっており、今年度のリストに載ってこなかった。なお、保存期間が満了した際は、公文書館への移管対象とする予定である。
13	6	104	総務局行政部法制課	未熟児網膜症に係る損害賠償請求控訴事件（5）	197847	1990				
14	144	2,024	病院局経営管理部総務課	未熟児網膜症損害賠償請求控訴事件	187976	1990				
15	144	2025	病院局経営管理部総務課	無酸素性脳症損害賠償請求控訴事件	187977	1990	廃棄			
16	山本委員	15	283	教育委員会生涯学習部学校施設課	新設校校名及び通学区域素案	185704	1990	移管	「新設校校名及び通学区域素案」という案段階のものは移管としているが、「昭和63年度～平成2年度 新設校校名及び通学区域関係書類」という関係書類を廃棄しているが問題はないのか。	いずれの簿冊も文書保存センターで内容の確認を行っている。16「新設校校名…」は局長決裁を含む配置計画の最終決定の簿冊であるが、17「昭和63年度…」は配置計画の決定にいたる途中経過であった。概要は16「新設校校名…」で確認することができるため、移管不要と判断し、廃棄とした。
17		141	1981	教育委員会生涯学習部学校施設課	昭和63年度～平成2年度 新設校校名及び通学区域関係書類	3533545	1990	廃棄		

	質問者	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	簿冊整理番号	完結年度	措置決定	質問・意見	回答
18	小倉委員	40	579	保健福祉局障がい福祉部身体障害者更生相談所	判定済診査更生相談記録票	186441	1990	不存在	廃棄予定であったものが不存在となった理由は何か。	原課で、この簿冊に綴られるべき文書も含めた利用者ごとの個人台帳が作られており、そちらに関係文書がまとめて綴られている。そのため、記録票だけを綴った簿冊は、システム登録はされているものの、実際には作られていなかったところ。今回、本簿冊について公文書館から原課へ問い合わせた際、初めて原課も認識したことから、あらためて本簿冊を不存在という扱いとした。
19								保存年限が極端に長いものはなぜか。	例示的には種類がたくさんあるが、例えば、大型施設の新設した当時のものを後々発生するであろう地権者や土地の分割の問題で残す、基礎工事や地盤の状況等を手元に残して改築の際にも使う等、原課として手持ちの情報を残しておくために延長することが多い。 【下田会長補足】 30年保存の簿冊に多く存在するように見えるが、これは、公文書管理条例の施行により、永年保存であったものが30年保存となったことも一因となっていると思われる。施行までは永年だったものが30年保存に代わるため、長く保存しているように見えるのではないか。	
20	川上委員	140	1,976	市民文化局文化部文化財課	アシリチェップノミ実施書	2472326	1989	廃棄	中身は不明であるが、アイヌ民族関係の中では大事な文書ではないか。廃棄となる理由を知りたい。	本事業は札幌市が主体的に実施した事業ではなく、実施年や補助、支援の事実や内容に関しては、公文書館で所蔵している各年の「文化行政概要」、「さっぽろの文化行政」等の行政資料で確認できるため、本簿冊を廃棄したとしても、行実施の事実や詳細、民族の歴史や文化の変容が分からなくなることはないことから、廃棄と判断したものである。 しかし、改めて原課へ確認したところ、この年度の簿冊については補助金に関する文書のほか、日常業務で必要となる資料が綴られており、今後の事務の参考となることから、延長したいとの申し出を受けたため、昨年度同様、本簿冊の取扱いを「廃棄」から「延長」へ変更する。
22	下田委員								30年保存で31年目ということは、昨年必要な簿冊と判断して延長しているということではないのか。	
23	川上委員								毎年同じものでも、参加人数等毎年内容は違うのではないか。最初の年にやったことはわかるが、以降、何年に行われたかなどの事実がわからなくなることはないか。	
24	山本委員								民族の歴史に関するもの、その文化が変容していく様は残す必要があると考える。	
21	下田委員								毎年やっているものは次は取らないという基準はどこにあるのか。	

	質問者	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	簿冊整理番号	完結年度	措置決定	質問・意見	回答		
25	小幡委員	19	24	市民文化局文化部文化振興課	さっぽろアートステージ関係 1	2993600	2005	移管	2005年が初年だったと記憶しているが、2005年完結の「さっぽろアートステージ関係 1」のみ移管とし、同年の「さっぽろアートステージ関係 2」を廃棄としているのはなぜか。	「さっぽろアートステージ関係 1（2005年完結）」は事業実施の初年度であり、実施報告書や広報関係資料（印刷物、出稿、市長記者会見資料等）などが含まれる簿冊であったことから移管と判断した。一方、「さっぽろアートステージ関係 2（2005年完結）」については、担当者手持ち資料（未定稿資料、新聞記事の複写）の簿冊であったことから移管不要と判断した。また、2年目以降の事業の内容は、公文書館が所蔵する各年の「さっぽろの文化行政」等の行政資料で確認可能であると判断し、廃棄とした。		
26		502	589		さっぽろアートステージ関係 2	2993603	2005	廃棄				
27		502	592		さっぽろアートステージ関係 1	2993591	2006					
28		502	593		さっぽろアートステージ関係 2	2993592	2006					
29		502	596		さっぽろアートステージ関係 2	2993594	2007					
30		503	600		さっぽろアートステージ関係 1	2993593	2007					
31		503	601		さっぽろアートステージ関係 1	2993604	2008					
32		503	602		さっぽろアートステージ関係 2	2993606	2008					
33		502	588		北海道劇場関係（仮称サッポロシアター）	2979460	2004				新たな劇場を造ろうと考え、16年間保存していたと推察する。再開発で劇場を造るという動きがあるが、今後の政策等を考えても廃棄するという判断でよいのか。	道の企画部・JR北海道の作成資料であり、札幌市が主体の事業ではないことから、公文書館への移管は不要と判断し、廃棄とした。なお、市民の関心が高いと考えられる劇場の建設予定地（市有地）の扱いに関する簿冊である「北海道劇場関係」（審議会資料2②No.22）を今年度の選別において移管の取扱いとしている。